

第5章 傷害後遺障害保障条項

(傷害後遺障害共済金の支払事由)

第34条 本会は、被共済者が責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、その直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。以下同様とします。）が生じたときは、共済加入証書記載の傷害死亡・後遺障害共済金額に別表5の各号に掲げる割合を乗じた額を傷害後遺障害共済金として被共済者に支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、被共済者が事故の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、本会は、事故の日からその日を含めて181日目における日本の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、傷害後遺障害共済金を支払います。
3. 別表5の各項に該当しない後遺障害に対しては、被共済者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程度に応じ、かつ、別表5の各項に掲げる区分に準じ、傷害後遺障害共済金の支払額を決定します。ただし、別表5の第1項第(3)号、第(4)号、第2項第(3)号、第4項第(4)号および第5項第(2)号に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害後遺障害共済金を支払いません。
4. 同一事故により2種以上の後遺障害が生じた場合には、本会は、その各々に対し前3項の規定を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表5の第7項から第9項までに掲げる上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1肢ごとの傷害後遺障害共済金は共済加入証書記載の傷害死亡・後遺障害共済金額の60%をもって限度とします。
5. 被共済者が2回以上の異なる事故を原因として傷害後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき傷害後遺障害共済金の合計額は、共済加入証書記載の傷害死亡・後遺障害共済金額をもって限度とします。
6. 被共済者が傷害後遺障害を被ったとき、既に身体に存在していた他の後遺障害、または傷害後遺障害を被った後に新たに被った他の後遺障害の影響による障害の程度の認定については、第11条（他の身体障害または傷病の影響）の規定に準じて、これを認定し、前5項の規定を適用します。

(傷害後遺障害共済金を支払わない場合)

第35条 本会は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、傷害後遺障害共済金を支払いません。

- (1) 第33条（傷害死亡共済金を支払わない場合）第1項の各号のいずれかによって生じた傷害。
- (2) 原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの。